

銚子市水道事業工事仕様書（管路）

銚子市水道事業

目 次

銚子市水道事業工事仕様書（管路）

第1章 総則

第1節	一般事項	-----	1
第2節	施工	-----	3
第3節	安全	-----	5
第4節	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	-----	7
第5節	設計変更等	-----	7
第6節	検査	-----	8

第2章 材料

第1節	工事材料の品質及び検査（確認）	-----	9
第2節	支給材、現場発生品等	-----	9
第3節	材料品目	-----	9

第3章 管布設工事

第1節	施工一般	-----	1 1
第2節	管の接合	-----	1 2
第3節	制水弁等の設置	-----	1 2
第4節	内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイル鋳鉄管の切断及び穿孔		1 2
第5節	路面復旧工	-----	1 2
施工計画書記載要領			----- 1 4
工事記録写真撮影要領			----- 1 5
提出書類一覧表			----- 1 8

特記仕様書

建設副産物に関する特記仕様書

溶融スラグ使用に関する特記仕様書

週休2日制適用工事に関する特記仕様書

銚子市水道事業工事仕様書（管路）

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1 適用

- 1 この銚子市水道事業工事仕様書（管路）（以下「仕様書」という。）は、銚子市水道事業（以下「発注者」という。）が発注する水道工事（管路）（以下「工事」という。）に係わる建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 工事は、本仕様書のほか特記仕様書に定める仕様に従い施工するものとし、本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」及び「土木工事共通仕様書（千葉県）」によるものとする。
- 3 受注者は、特記仕様書、図面及び仕様書の間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

1-2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条によるものとし、監督職員の指示によるものとする。

1-3 用地の確保

- 1 工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。
- 3 受注者は工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-4 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-5 使用人等の管理

- 1 受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

- 2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-6 提出書類

受注者が提出する工事施工に係る提出書類及び提出時期は、別に定める「提出書類一覧表」によらなければならない。ただし、別表で様式等の定めのない書類の提出については監督職員の指示によらなければならない。

1-7 履行報告書

受注者は、契約書第12条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、監督職員が不要と認めた場合には、承諾を得て省略することができる。

1-8 諸法令等の遵守

- 1 受注者は、当該工事に関し、次に掲げる条例その他の諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。
- 2 諸法令等の遵守についてはここに定めるほか、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）1.1.2 法令等の遵守」及び「土木工事共通仕様書（千葉県）第1編第1章総則1-1-36 諸法令の遵守」によるものとする。
 - ①. 銚子市環境基本条例（平成13年 銚子市条例第18号）
 - ②. 銚子市環境保全条例（平成13年 銚子市条例第19号）
 - ③. 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成17年 銚子市条例第33号）
- 3 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- 4 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第2項の諸法令等に照らし不相当であることが判明した場合や矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-9 官公庁等への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工にあたり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、受注者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めな

なければならない。

- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては、誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容を、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－10 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 4 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、請負金額が500万円以上の工事については、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」若しくは「共済証書を購入しない又は購入遅延の理由書」を工事請負契約締結後1ヶ月以内に監督職員に提出しなければならない。

1－11 受注者の追加費用

受注者は設計図書又は仕様書に示されていないものであつて、工事施工上、また、工事目的物の維持上欠くことのできない軽易な工事については監督職員と協議し、施工しなければならない。

第2節 施工

2－1 事前調査及び測量

受注者は、監督職員と協議の上、工事に先立ち下記調査・測量のうち当該工事に必要な事項を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

- ①. 中心線、測点、地盤高、用地境界等の確認測量
- ②. 仮水準点、用地境界等の引照点の設置測量
- ③. 給水台帳による給水装置の確認調査
- ④. 工事損害補償に係わる家屋等の事前調査
- ⑤. 各企業者の管理台帳及び試験掘による埋設物調査
- ⑥. 酸素欠乏空気発生防止及び井戸枯れ把握に係わる井戸分布調査
- ⑦. 土質性状及び地下水位等に係わるボーリング調査
- ⑧. 薬液注入工事に伴う調査
- ⑨. その他必要な調査

2－2 支障物件処理

受注者は、試験掘調査及び現場調査等により工事に支障となる埋設物又は地上工

作物、架空線等の処理が必要な場合は、速やかに監督職員へ報告しその処理について協議しなければならない。

2－3 文化財の保護

受注者は工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は工事の施工にあたり、文化財その他の埋設物を発見した場合には、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋設物の発見者としての権利を保有するものである。

2－4 住民に対する広報等

受注者は、監督職員と協議の上、地元住民に対し、工事の内容、施工時期、施工方法等を説明し、協力を得られるように努めなければならない。また、必要に応じて工事説明会等を開催しなければならない。

2－5 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を「施工計画書記載要領」に従って作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、請負金額が 1000 万円以下の工事について監督職員が必要ないと認めたときはこの限りではない。
- 2 施工計画書の内容を変更する場合（工期や数量等の軽微な変更を除く）は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について変更施工計画書を提出しなければならない。

2－6 工事实績情報

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、発注機関に登録申請しなければならない。

2－7 施工体制台帳等

- 1 受注者は、その一部を下請負に付したときは、銚子市建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳及び作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、

その写しを監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、第1項に示す要綱に従って、各下受注者施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 第1項の受注者は施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに発注者に提出しなければならない。

2-8 工程管理

受注者は、工事日報を作成し、監督職員と打ち合わせのうえ提出しなければならない。ただし、監督職員が必要ないと認めたときはこの限りではない。

2-9 施工管理

- 1 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。
- 3 受注者は、「土木工事施工管理基準（千葉県）」等により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、竣工時に提出しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について作成し、監督職員に提出しなければならない。

2-10 建設副産物

- 1 受注者は、建設発生土、建設廃棄物等の建設副産物の処理について、「建設副産物に関する特記仕様書」及び関係法令を遵守し、適正に行わなければならない。
- 2 石綿セメント管の撤去等の作業については、「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」を遵守し、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き（平成17年厚生労働省健康局水道課）」により、作業者等の健康障害防止対策を図らなければならない。

2-11 現場発生品の処置

受注者は、工事現場において、設計図書に定めていない現場発生品が発生した場合には速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

2-12 工事記録写真

受注者は、「工事記録写真撮影要領」に従って工事記録写真を撮影し、測点、工種の順に工事記録写真帳に整理するとともに、監督職員に提出しなければならない。

第3節 安全

3-1 工事中の安全確保

- 1 受注者は、「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課、令和8年3月）」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）」を参考にして、常に工事の安全に留意し、災害の防止を図らなければならない。
- 2 受注者は、工事中、監督職員及び管理者の許可なくして、交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

- 3 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、令和元年9月2日）」を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、火薬、プロパンガス、ガソリン等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところにより万全の措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- 6 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 7 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について（千葉県土木部長通知、平成4年7月31日）」に基いて、工事着手後、作業員全員参加により、月当り半日以上時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

なお、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告書に記録し、監督職員に報告しなければならない。
- 8 受注者は、所管警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 10 受注者は、工事施工箇所に障害物、地下埋設物等を発見した場合は、監督職員及び関係する管理者と協議し、防護等の措置を行わなければならない。

また、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を熟知させておかなければならない。
- 11 受注者は、工事において酸素欠乏空気若しくは有毒ガス等の発生する恐れがある場合、「労働安全衛生法（昭和47年6月8日 法律第57号）」、「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）」、「酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）」等により、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、救助用具等を設置するとともに酸素欠乏危険作業主任者を置き、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。

また、施工中に異常を発見した場合、直ちに施工を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督職員に報告するものとする。
- 12 前各項に定める場合のほか、工事施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。

3-2 交通安全管理

- 1 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について監督職員、道路管理者及び所管警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及

び道路標示に関する命令(令和6年7月26日改正 内閣府・国土交通省令第4号)」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)」、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)」及び「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 2 受注者は、工事区域内での歩行者及び車両等の安全かつ円滑な通行を図るため交通誘導警備員標識等を適切に配置しなければならない。
- 3 受注者は、工事用運搬路として公衆用道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。
- 4 受注者は、土砂、資材等を運搬する場合は、ダンプトラック等の過積載防止を厳守するとともに、道路交通法を遵守しなければならない。

3-3 事故時の措置及び報告

受注者は、事故が発生した場合は、直ちに施工を中止して応急措置を講じ、緊急連絡体制に基づき、関係機関及び監督職員に連絡するとともに、その被害拡大の防止に努めなければならない。また、事故発生の原因、措置及び被害状況をまとめた「事故発生報告書」を遅滞なく監督職員に提出しなければならない。

3-4 環境対策

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)」関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について周辺地域の環境保全に努めなければならない。

第4節 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

4-1 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

- 1 監督職員は、工事が設計図書どおりに行われているか確認するために、必要に応じ工事現場及び製作工場に立ち入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員による検査(確認を含む)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供等に協力しなければならない。

第5節 設計変更等

5-1 設計変更

設計変更等については、契約書第19条から第26条及び「土木工事共通仕様書(千葉県)共通編第1編第1章第1節第14項から第1編第1章第1節第16項」に記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン 令和5年4月(銚子市)」によるものとする。

第6節 検査

6－1 完成検査

- 1 受注者は、契約書第32条の規定により工事完成通知書を提出しなければならない。その際、工事記録写真、竣工図等を作成し、工事完成通知書とともに監督職員に提出しなければならない。
- 2 完成検査等の検査方法等については、「銚子市建設工事等検査要綱」によるものとする。

6－2 中間検査等

- 1 受注者は、工事の施工途中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なときは、それぞれの段階において発注者に検査を請求しなければならない。
- 2 銚子市は、施工状況等について、中間検査等を行うことができる。

第2章 材料

第1節 工事材料の品質及び検査（確認）

1－1 工事材料の品質

- 1 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、日本産業規格（以下「J I S」という。）、日本水道協会規格（以下「J W W A」という。）に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとし、「使用材料承認願」を監督職員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 同等以上の品質とは、品質について設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質若しくは監督職員の承諾した品質をいう。

1－2 工事材料の検査

- 1 受注者は、自らの責任により、工事に使用する材料の品質を証明する資料を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事で使用する材料について、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を添えた「使用材料検査願」を監督職員に提出し、検査を受けなければならない。ただし、少量の材料及び仮設用材料で監督職員の承諾を得たものはこの限りではない。
- 3 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、J I Sまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。

第2節 支給材、現場発生品等

2－1 支給材及び貸与品

受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した受払簿を備付け、常にその残高を明らかにし、工事完成後その受払簿を提出するとともに、残品が生じたときは返納しなければならない。

2－2 現場発生品

受注者は、工事施工によって現場発生品が生じた場合は、監督職員の指示により集積し、保管しなければならない。また、撤去の管弁類等は、清掃し監督職員の指示する場所へ運搬しなければならない。

第3節 材料品目

3－1 水道材料

- 1 管及び弁類等の水道材料は、設計図書に特に明示した場合、及び特殊配管材料を除き、J I S、J W W A、J D P AまたはP T Cの水道用品規格に基づき製造されたもので、日本水道協会の検査を受け合格した製品でなければならない。
- 2 水道材料の製造業者は、J I Sの認定を受けた工場、事務所、又はJ W W Aに登録された工場を有する製造業者でなければならない。

3－2 その他の材料

その他の材料は、「溶融スラグ使用に関する特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書（千葉県）第2編材料編」によるものとする。

第3章 管布設工事

第1節 施工一般

1-1 適用

- 1 本章は、導水管、送水管、配水管工事に適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」の規定によらなければならない。

1-2 布設位置

管の布設位置は、設計図書によるものとする。ただし、試験掘等により計画どおり布設出来ない場合は、監督職員と協議の上決定しなければならない。

1-3 掘削工

- 1 掘削範囲は、特に指示した場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とする。
- 2 床掘最下部を掘り取る場合は、床掘最下面以下の土砂をかく乱しないよう丁寧にすき取らなければならない。また、掘削底面に岩石、コンクリート塊等の堅い突起物がある場合には、管底より 10 cm 以上は取り除き、砂等に置き換えなければならない。

1-4 埋戻し工

- 1 埋戻しは、必ず排水した後に行い、水中埋め戻しは絶対にしてはならない。
- 2 埋戻しは、「発生土利用基準について（平成 18 年 8 月 10 日国官技第 112 号等）」に基づく材料により、管頂 10 cm までは碎石片、コンクリート片等が混入しないように特に留意し、管その他の構造物の側面に空隙が生じないよう十分に締め固め、その後は 20 cm ごと（路体部は 30 cm ごと）に機械により締め固めなければならない。
- 3 埋戻しは、管その他の構造物に損害を与えないようにするとともに、管の移動が生じないようにしなければならない。

1-5 ロケーティングワイヤー

ワイヤー先端部のキャップ処理は必ず行い、管体に傷を付けないよう注意して固定すること。ロケーティングワイヤーを布設する際には、POLITEC 維持管理マニュアルを参考に施工すること。

1-6 明示シート

- 1 明示シートは、発注者が支給するものとする。
- 2 明示シートは、アルミ箔面若しくは印字面を上面とし、銚子市が管理する道路については、原則管頂 50 cm の位置に敷設すること。ただし、管上部の埋戻し厚が 50 cm に満たない場合は、路盤基面部に埋設すること。その他の道路については、設計図書若しくは発注者の指示によるものとする。埋設にあたっては、軸方向に蛇行しないように全線敷設しなければならない。

1-7 管、弁類の取扱い及び運搬

管及び弁類の取扱い、運搬にあたっては、「水道工事標準仕様書【土木工事編】4.1.8 管弁類の取扱い及び運搬」により、汚損させないように注意しなければならない。

1-8 配管技能者

受注者は、工事着手前に配管工届を経歴書とともに提出しなければならない。

1-9 給水装置

工事に伴う給水装置工事は、銚子市指定給水装置工事事業者が施工しなければならない。

1-10 水圧試験

配管終了後、継手の水密性を確認するため、監督職員の指示する方法により管路の水圧試験を行わなければならない。

第2節 管の接合

2-1 ダクティル鑄鉄管の接合

ダクティル鑄鉄管の接合は、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）【土木工事編】4.2 ダクティル鑄鉄管の接合」によるほか、「日本ダクティル鉄管協会接合要領書」によるものとする。

2-2 塩化ビニル管等合成管の接合

塩化ビニル管の接合は、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）【土木工事編】4.4 水道用硬質塩化ビニル管の接合」によるものとする。

2-3 水道配水用ポリエチレン管の接合

配水用ポリエチレン管の接合は、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）【土木工事編】4.5.1 水道配水用ポリエチレン管の接合」によるほか、「配水用ポリエチレンパイプシステム協会施工マニュアル」によるものとする。

第3節 制水弁等の設置

制水弁、消火栓、空気弁の設置は、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）【土木工事編】4.6 制水弁等附属設備設置工事」によるものとする。

第4節 内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクティル鑄鉄管の切断及び穿孔

4-1 切断

内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクティル鑄鉄管の切断に当たっては、次の方法で行わなければならない。

- ①. ダイヤモンドブレードによる切断
- ②. バイト式のカッターによる切断
- ③. 電動のメタルソーによる切断

4-2 穿孔

内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクティル鑄鉄管を穿孔する際は次の点に留意して行わなければならない。

- ①. 粉体用ドリル（先端角 90～100°、ねじれ角 20～30°）を使用すること。
- ②. 穿孔機は電動方式を使用すること。
- ③. φ30mm以上の穿孔を行う場合は、センタードリル付ホールソーを使用すること。

第5節 路面復旧工

5-1 適用

路面復旧工は、「溶融スラグ使用に関する特記仕様書」、道路管理者等の定める「道路占用工事共通指示書」及び「土木工事共通仕様書（千葉県）第3編第2章第6節

一般舗装工、第10編第2章第4節・第16章第5節舗装工」によるものとする。

5－2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書（千葉県）第3編第2章第2節適用すべき諸基準及び同仕様書第10編第2章第2節・第16章2節適用すべき諸基準」によるものとする。

（令和8年5月1日改正）

施工計画書記載要領

(要領の適用)

- 1 銚子市水道事業が発注する工事の施工計画書の作成にあたっては、この要領を適用する。

(様式)

- 2 施工計画書の様式は、A4版とする。

(記載内容)

- 3 記載内容は次のことを記載するものとし、施工にあたり当然施工計画書に記載しなければならないと思われる事項についても記載する。

(1) 工事概要

(2) 計画工程表

(3) 施工体制

①. 現場組織表

②. 緊急連絡表

③. 使用機械一覧表

④. 使用資材一覧表

⑤. 現場事務所等位置図

緊急時における連絡先(電話番号等)を記載

本工事に使用する機械器具を記載

本工事に使用する資材を記載

現場事務所、仮残土置場等の位置及び規模を記載

(4) 施工方法

①. 施工方法

②. 仮設工

工種ごとに施工手順等を記載

山留工(安定計算を含む)

地下水位低下工

仮設電気設備

③. 地盤改良工

④. 再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法

⑤. 緊急時の体制及び対応

⑥. 石綿管の撤去作業等の方法

(5) 施工管理

①. 工程管理

②. 品質管理

③. 出来形管理

工事内容に応じた方式(ネットワーク又はバーチャート方式等)により作成した実施工程表を記載

工種ごとに実施する項目を記載

工種ごとに管理基準値を記載

(6) 安全管理

①. 安全管理組織図

②. 安全管理計画

③. 保安施設

④. 交通安全管理

安全教育、安全パトロール等の記載

施工箇所の保安施設

交通誘導警備員、配置計画、仮歩道等を記載(図面添付)、工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等

(7) 環境対策

工事記録写真撮影要領

(要領の適用)

- 1 銚子市水道事業（以下「銚子市」という。）が発注する工事の記録写真の撮影にあたっては、この要領を適用する。この要領に記載のない事項については、千葉県写真管理基準による。

(撮影箇所)

- 2 撮影は、別表に示す箇所のほか、銚子市が指定する箇所又は当然記録に残す必要があると思われる箇所は撮影しておかなければならない。

(撮影方法)

- 3 工事写真の撮影は、次によるものとする。

(1) 撮影内容及び頻度については別表によるものとする。

(2) 撮影方法

- ①. 写真には工事名、工種、撮影位置、設計寸法、実測寸法を明記した小黒板を入れて撮影するものとする。なお、文字の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。
- ②. 写真には所定の寸法が判定できるよう箱尺、リボンテープ等を入れて撮影するものとする。

(3) 写真はカラーとする。

(4) その他

- ①. 施工前と竣工後の状況が対比して分かるように撮影すること。
- ②. 撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。
- ③. 撮影はできるだけ同一方向に一定して撮ること。
- ④. 夜間工事は夜間の状況が判断できる写真であること。
- ⑤. 寸法等が明確に確認できるように撮影すること。
- ⑥. 撮影は次の工程に移る直前に行うこと。
- ⑦. 必要に応じて遠景と近景を撮影すること。

(写真整理編集)

- 4 写真整理編集は、次によるものとする。

(1) 写真の大きさはLサイズ（8.5 cm×11.5 cm）を標準とする。

(2) 写真帳の大きさはA4版を標準とする。

(3) 写真の提出は原則として1部とし、デジタル写真の場合は、プリントアウト写真を提出する。電子データについては監督職員の指示による。

(4) 写真帳の整理は、工事全体の流れがわかるように作成し、工種毎に工事過程が容易に把握できるようにする。また、必要に応じ見取り図等を添付する。

(5) 写真帳は常に整理しておくこと。

別表

撮影箇所一覧表（内容及び頻度）

区 分	工 種	撮 影 内 容	頻 度	摘 要
着工前 完成	着工前 完成	着工前と竣工後は同一箇所を同一方向からポール黒板等を用い撮影	測点毎または延長40m 毎（国県道）	設計図の測点順
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	種類毎に1回	
		各種保安施設の設置状況	種類毎に1回	
		交通誘導警備員交通整理状況	各1回	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回	実施状況資料に添付
使用材料	使用材料	形状寸法、検査実施状況	検査実施毎	
品質管理	千葉県写真管理基準 品質管理写真撮影箇所一覧表による			
施工状況、 出来形管理	仮給水工	布設状況	内訳毎	
	配管工	布設状況	測点毎または延長40m 毎（国県道）	
		配管状況	測点毎または延長40m 毎（国県道）	
		異形管配管状況	箇所毎	
		連結工配管状況	箇所毎	
	給水工	分水栓取出状況	箇所毎	
		止水栓・制水弁設置状況	監督職員の指示による	
	仕切弁工	設置状況 仕切弁筐基礎幅・厚	箇所毎	
	仮設工	簡易土留・軽量鋼矢板の設置状況	測点毎または延長20m 毎（国県道）	
		地下水位低下工	測点毎または延長20m 毎（国県道）	
		立抗の鋼矢板の打設枚数、設置撤去状況	箇所毎	
		覆工板・山留材の設置撤去状況	箇所毎	
		防護工設置状況	箇所毎	

区 分	工 種	撮 影 内 容	頻 度	摘 要
施工状況、 出来形管理	土工	土被り	測点毎または延長 40m 毎（国県道）	
		掘削及び床付け状況	測点毎または延長 40m 毎（国県道）	
		埋戻し状況	測点毎または延長 40m 毎（国県道）	各層
	路盤工	下層路盤工の転圧・整正状況	測点毎または延長 40m に 1 回(国県道)	
		下層路盤工の厚さ・幅	測点毎または延長 40m 毎（国県道）	
		上層路盤工の転圧・整正状況	測点毎または延長 40m に 1 回(国県道)	
		上層路盤工の厚さ・幅	測点毎または延長 40m 毎（国県道）	
	基層工	敷き均し・転圧状況	測点毎または延長 40m に 1 回(国県道)	
		アスファルト乳剤散布状況	測点毎または各層毎 に 1 回（国県道）	
		厚さ・幅	測点毎または延長 40m 毎（国県道）	
		コア採取及び厚さ測定状況	種別毎に 1000 m ² に 1 回	
	表層工	敷き均し・転圧状況	測点毎または延長 40m に 1 回(国県道)	
		アスファルト乳剤散布状況	測点毎または各層毎 に 1 回（国県道）	
		厚さ・幅	測点毎または延長 40m 毎（国県道）	
		コア採取及び厚さ測定状況	種別毎に 1000 m ² に 1 回	
	地盤改良工 （固結工）	施工機械設備状況 位置・間隔・杭径深度 空袋	施工箇所毎	
	推進工	推進設備設置状況 掘削状況、裏込作業状況 添加剤・裏込材配合、空袋 推進管布設本数	施工箇所毎	
	建設副産物 処理工	積込・運搬状況	種別毎に 1 回	
		処分地での荷卸し状況	種別毎に 1 回	
記載のない工種については千葉県 写真管理基準出来形管理写真撮影箇所一覧表 による				
その他	補償関係	被害又は損害状況	その都度	

提出書類一覧表

令和 8 年 5 月作成

	No.	書 類 名	部数	提出期日	用紙	備 考
契約前	1	リサイクル法 1 2 条	1	契約前	A 4	請負金額 500 万円以上 建設リサイクル法
契約時	2	リサイクル法 1 3 条	3	契約時	〃	請負金額 500 万円以上 建設リサイクル法
着工時	3	工事着手届、現場代理人・監理技術者等選任届	1	契約後 7 日以内	〃	経歴書添付
	4	工程表	1	〃	〃	
	5	前金払請求書	1	必要に応じ	〃	請負金額 500 万円以上
施工前	6	工事实績情報登録内容確認書	1	契約後 10 日以内 (土、日、祝日 を除く)	〃	請負金額 500 万円以上 受注時・変更時・完成時・訂正時 も同様
	7	建退共証紙購入状況報告書	1	契約後 30 日以内	〃	請負金額 500 万円以上
	8	下請業者選定通知書	1	下請契約締結 後 2 週間以内	〃	銚子市建設工事適正化指導要綱
	9	施工体制台帳及び作業員名簿	1	〃	〃	銚子市建設工事適正化指導要綱
	10	施工体系図	1	〃	〃	銚子市建設工事適正化指導要綱
	11	配管工届	1	〃	〃	
	12	履行報告書	1	毎 月	〃	監督員指示による 工程表添付、必要に応じて 工事写真添付
	13	施工計画書	1	施工 10 日前	〃	施工計画書記載要領
	14	使用材料承認願	2	〃	〃	
	15	使用材料検査願	1	材料使用前	〃	
	16	建設副産物処分承認願	2	工事契約後 30 日以内	〃	建設副産物の処理基準及び再生 資材の利用基準 建設副産物処理承認申請書添付
	17	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書 建設副産物情報交換システム工 事登録証明書	1	〃	A 3 A 4	請負金額 100 万円以上 建設リサイクル推進計画がオンライン 登録証明書は A 4 用紙
	18	道路使用許可証の写し	1	許可後		更新後も同様

	No.	書 類 名	部数	提出期日	用紙	備 考
施工中	19	工事打合せ記録	2	翌 日	A 4	
	20	週休 2 日制適用工事 現場閉所チェックリスト	2	毎 月	A 4	週休 2 日制実施の場合 工事打合せ記録に添付 対象期間、実施予定及び実績
	21	工事日報	1	〃	〃	電子データ
	22	継手チェックシート	1	〃	〃	
	23	試験掘結果表	1	監督員指示		
	24	材料試験成績表	1	〃		
	25	指示伝達書	1	〃		
	26	水圧試験結果	1	立会日		
		現場に掲示	建退共の加入標識 建設業の許可証 施工体系図 下請負人に対する通知文 労災保険関係成立票 建設リサイクル法 11 条 届出(通知)済シール 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画			銚子市建設工事適正化指導要綱
			現場閉所による週休 2 日工事又は 週休 2 日交替制工事 であること			千葉県週休 2 日制適用工事实施要領
部分払	27	工事出来高報告書・内訳書	1	監督員指示	A 4	部分払がある場合
	28	部分払請求書	1	検査合格後	〃	部分払がある場合
竣工時	29	工事完成通知書	1	竣工日	〃	
	30	竣工図	1	〃	A 1	電子データ
	31	出来形管理図表	1	〃	A 4	
	32	品質管理図表	1	〃	〃	
	33	記録写真	1	〃	〃	土木工事記録写真撮影要領
	34	材料集計表・納品書	1	〃	〃	納品書添付
	35	再資源化等報告書（法 18 条）	1	〃	〃	請負金額 500 万円以上 建設リサイクル法 COBRIS の実施書で代替できる。
	36	建設副産物処理調書	1	〃	〃	E 票のコピー添付
	37	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書 建設副産物情報交換システム工 事登録証明書	1	〃	A 3 A 4	請負金額 100 万円以上 建設リサイクル推進計画がオンライン 登録証明書は A 4 用紙
検査後	38	工事目的物引渡書	1	検査合格後	A 4	
	39	請求書	1	〃	〃	

建設副産物に関する特記仕様書

第1章 建設副産物

第1節 共通事項

- 1 「建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、各1部提出するとともに、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

請負金額100万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- 2 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- 3 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- 4 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- 5 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のA票、B2票、D票及びE票を監督職員に提示するとともにE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

第2節 建設発生土

本工事は**指定（A）**とする。

- 1 指定（A）の場合

建設発生土は、旭市三川字貉野15001-8番地 林秀男所有地（残土受入地）へ搬出するものとする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

- 2 指定（B）の場合

建設発生土は、片道2kmに搬出するものとする。

第3節 建設廃棄物

本工事により発生する建設廃棄物は、下記により処理するものとする。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

- 1 路盤廃材は、旭市清和乙662番地、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や旭市倉橋4368番地6、(有)リサイクルシマダ等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 2 路盤スラグ廃材は、旭市清和乙662番地、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や旭市倉橋4368番地6、(有)リサイクルシマダ等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 3 アスコン塊は、旭市清和乙662番地、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や旭市倉橋4368番地6、(有)リサイクルシマダ等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 4 無筋コンクリート塊は、旭市清和乙662番地、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や旭市倉橋4368番地6、(有)リサイクルシマダ等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 5 有筋コンクリート塊は、旭市清和乙662番地、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や旭市倉橋4368番地6、(有)リサイクルシマダ等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 6 無筋二次製品は、旭市清和乙662番地、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や旭市倉橋4368番地6、(有)リサイクルシマダ等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 7 有筋二次製品は、旭市清和乙662番地、阿部建設(株)干潟リサイクル工場や旭市倉橋4368番地6、(有)リサイクルシマダ等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 8 石綿セメント管は、銚子市小浜町1419番地、千葉産業クリーン(株)の管理型最終処分施設へ運搬するものとする。
- 9 舗装の切断作業時に発生する排水は、山武郡横芝光町寺方字東中島578番地、丸源起業(株)等の再資源化施設へ運搬するものとする。
- 10 廃プラスチック類は、旭市三川字貉野14941番地1、(株)ブライト飯岡工場等の再資源化施設へ運搬するものとする。

第2章 建設リサイクル法

(建設リサイクル法第9条第1項の対象工事)

第1節 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ①. 再資源化等が完了した年月日
- ②. 再資源化等した施設名称及び所在地
- ③. 再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を使用することで報告したものとみなす。

第2節 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- 1 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。
- 2 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

溶融スラグ使用に関する特記仕様書

本工事の再生加熱アスファルト混合物に東総地区広域市町村圏事務組合及び株式会社東総クリーンシステムが製造した溶融スラグを使用できるものとし、製品の品質及び流通体制など本工事への継続的な適用性が検証できれば溶融スラグの使用を義務付ける。プレキャストコンクリート製品及び再生路盤材には、当該溶融スラグの利用促進を図るため、本工事への使用も可能とする。

週休２日制適用工事に関する特記仕様書

1. 本工事は「受注者希望型」週休２日制適用工事である。
2. 受注者は契約後３０日以内に、「現場閉所による週休２日工事」又は「週休２日交替制工事」実施の有無を発注者と協議し書面にて報告すること。
3. 週休２日制適用工事の実施にあたっては、「千葉県週休２日制適用工事実施要領（令和７年１０月版）」（以下、実施要領という）に基づいて行うこと。
ただし、実施要領の「５ 工事費の積算」について、発注時は週休２日制適用工事の実施を見込んだ経費の補正はしておらず、工期は４週８休を確保することを前提とした工期を算定している。
4. 発注者は週休２日の取り組みに際して、対象期間中の達成状況に応じ、増額変更するものとする。